

特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ（第2回） ヒアリング資料

KDDI株式会社

2022年7月1日

1. 規律の対象事業者（検討事項①）について
2. 情報取扱方針の記載事項（検討事項⑦）について



1. 規律の対象事業者（検討事項①）について

□ 規律の対象事業者（検討事項①）について


- 利用者情報の保護は、本来、全てのサービスが対象となるべきで、規律対象事業者も電気通信事業法が適用される全ての事業者（登録・届出）であるべき。
- ただし、規制コスト（現実的な運用上の課題）等の観点から、規律対象事業者（あるいは対象サービス）を限定するのであれば、**利用者の数**ではなく、**国民生活における当該サービス・事業者の社会的な重要性**に鑑みて検討することが適当ではないか。

社会的に重要な電気通信役務

- ① 固定電話
- ② FTTHサービス
- ③ モバイルサービス

社会的に重要な電気通信事業者

- 社会的に重要な役割を担うべき者として、災害対策基本法に基づき指定される
「指定公共機関」

- 
- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 東日本電信電話• NTTドコモ• KDDI | <ul style="list-style-type: none">• 西日本電信電話• エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ• ソフトバンク• 楽天モバイル |
|---|---|

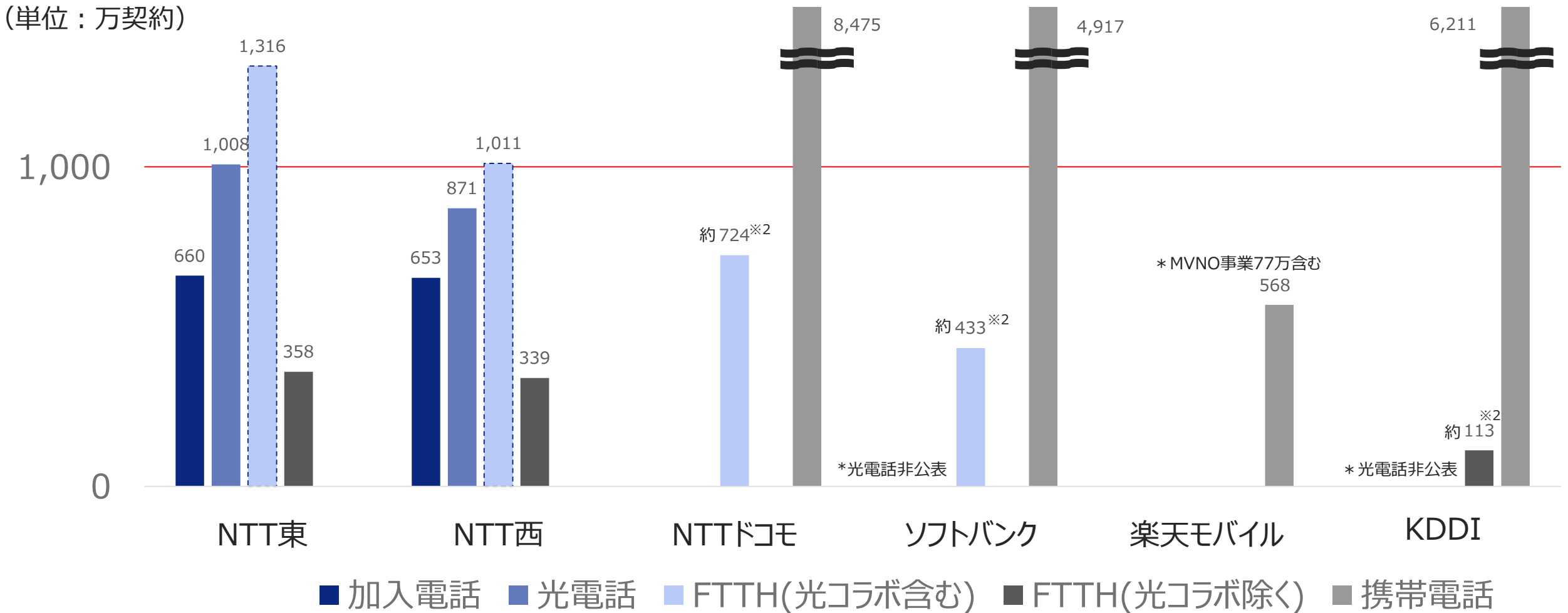
※万が一、「利用者の規模」を唯一の基準とし、仮に1,000万契約以上とした場合、NTT西・楽天モバイルの利用者情報が法的には保護されないことが想定。



(参考) 各電気通信事業者利用者数 (各種公表資料等※1より)

※1 2022年3月末時点※2

(単位: 万契約)



※2 NTTドコモ・ソフトバンク・KDDIのFTTH契約数は、2021年12月末時点における総務省公表値 (四半期) のFTTH契約者数と事業者別シェアから推計した値。

- 社会的に重要な電気通信役務を提供する
「指定公共機関 7 事業者」は当然に対象とするべき。
- なお、**利用者数の規模等**については、
他に規律対象事業者を追加する必要がある場合の**補足的な基準**
として位置付けることが適当ではないか。



2. 情報取扱方針の記載事項（検討事項⑦）について

● 利用者情報の「海外移転」の考え方

	区分	移転情報
①	国際通信を成立させるための基本情報 （国際電話・国際ローミング等）	電話番号・IMSI・ 通信記録等
②	特定の機能等の第三者へのアウトソース （委託）に伴う情報	機能開発・保守業務や 運用業務の対象となる 利用者の情報

- お客さまに公表する情報

情報がどの対地に「移転」されているかをお客さまに公表することは、①②いずれも可能。（①については取扱対地として既に公表。）

ただし、**外国の個人情報保護法制やガバメントアクセスに関する規律などの情報**については、①はそもそもアウトソース（委託）ではなく、ルール化には馴染まない。

なお、全世界（対地）の法制度について正確に把握し、情報提供を行い、さらに継続してアップデートをしていくことは極めて困難。

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

